

支部ニュース

2012年5月 No. 462

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

郵便振替 00130-6-87399

- 竹澤さんの逝去を悼み送ることば・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・鶴見祐策
- 日の丸君が代不起立処分について減給以上の処分取消、初の地裁判決・・・・・・・・與那嶺慧理
- メーデー・・早田由布子
- 二度と再び戦争の惨禍を招かぬよう、全力を挙げて欲しい・・・・・・・・彦坂敏尚
- 第26回憲法フェスティバルにぜひお越しください！・・・・・・・・・・並木陽介
- 「5・28講演」と「7・1大交流会」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・島田修一
- 「最高裁は『表現の自由』を守れるか」
ー6.30国公法弾圧事件シンポジウムー・・・・・・・・・・・・・・・・枝川充志
- たたかいあるところ、常に労働者・都民とともに・・・・・・・・・・・・・・・・片桐公男
- 「人権の砦、旬報法律事務所」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・深井剛志
- 自由法曹団東京支部40周年記念行事の告知・・・・・・・・・・・・・・・・横山 聡
- 多摩幹事会のお知らせ
- 東京法律事務所紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・中川勝之
- 幹事会議事録
- 日誌



竹澤さんの逝去を悼み送ることば

第一法律事務所 鶴見 祐策

1 事務所の大先輩にあたる

竹澤哲夫弁護士が、本年4月24日、家族の見守られながら、85歳の生涯を閉じられた。通夜と葬儀の会場は弔問者であふれた。120通を超えるメッセージが寄せられた。竹澤さんの人徳が偲ばれた。

竹澤さんは、私が所属する第一事務所の創立者でもある。1957年、この事務所は、東京合同出身の関原勇さん、石島泰さん、金綱正巳さん、佐藤義弥さんとともに設立されたのである。いらい権力による弾圧や資本の専横を許さず、労働者・勤労市民層の権利を守り前進させる運動に寄与する事務所を目指して取組んできた。今年まで竹澤さんを筆頭に弁護士11名に事務局6名の陣容であった。

2 私には生涯の師匠であった

私ごとになるが、修習の卒業の間際まで私の事務所は決まらなかった。「持ち駒」だったらしい。卒業の口頭試問で「弁護士になる」と答えたら試験官から「事務所はどこだ」ときかれて返答に詰まったおぼえがある。その直後に大移動があって、それまでの予定者が別のところに移ったあとに私が回わされたのが実際らしいが、詳細はわからない。

そのとき研修所の寮に届いた封書の差出人が竹澤さんであって「何日に何処で会おう」という文面であった。平事件などで著名であったが、まだ面識はなかった。行ってみると「何日に事務所会議をやるから来なさい」だけ伝えられた。それが50年前の4月のことである。

ある人から「いい所に入った」と言われた。「あそこは自由法曹団の正統性を受け継ぐ事務所だ」と教えられた。そして「竹澤さんから大いに学ぶとよい」との助言を受けた。いらい私は、半世紀にわたり竹澤さんを目標としてきたと言ってよい。これでも私なりに努力はしたつもりだが、未だその域には遠く及ばないと実感させられることしきりである。

3 日本の戦後史と重なるその経歴

竹澤さんは、1926年7月、富山県の高岡市のご出身である。京都大学の在籍中に中国、朝鮮、インド、インドネシアなどの留学生と親しく付き合われたようである。その中には戦後の母国の建国の歴史に名を残すような人たちもいた。

学業半ばの45年に陸軍に召集され、出立の日富山の空襲を目撃され、さらに久留米からの帰路の列車で広島を通過して間もなく閃光と爆音と「きのこ雲」を目撃されたそうである。その強烈な体験と印象が、竹澤さんのその後の生き様に影響を及ぼさなかったはずはないと思う。「私は命拾いをした」が口癖であったが、戦争で命を奪われた人達に対するご自身の思いが込められていた。

51年に弁護士登録の直後から自由法曹団の大先輩布施辰治さんらとともに軍事裁判の法廷に

臨んで、アメリカ占領軍による「占領目的阻害」を口実とする弾圧犠牲者の弁護に多くの時間を費やされた。朝鮮戦争のさなかアカハタや後継紙の配布が摘発された。有罪を宣告されると収容所に監禁されて重労働を強いられた。ちなみに日弁連の「弁護士百年」には布施さん青柳さん上田さんらと写っている竹澤さんの貴重な法廷写真が載っている。占領軍の軍事裁判を経験された最後の弁護士と言えるのではないかと思う。ちょうど旧刑訴から新刑訴に変わる時期だったから、このアメリカ式の法廷は貴重な経験だったと述懐しておられた。

4 多彩な弁護活動と数々の業績

その後も引き続き政令325号違反事件やレットパージに伴う諸事件など占領下の人権抑圧事件を数多く担当された。占領軍の差し金で掲示板を撤去した警察に抗議して159名が騒乱罪に問われた平事件を担当され、ほとんど孤軍奮闘により騒乱罪の被告全員無罪の1審判決を勝ちとられたことでも有名である。控訴審で覆させられるが、騒乱罪の成立要件に関する解明の先進性が、その後に無罪となる吹田事件やメーデー事件の裁判闘争に活かされたと思われる。

ちなみに最高裁で調査官を経験され、その後の青梅事件では裁判長として関わった岩田誠最高裁判事は「新判例の大部分は自由法曹団によるもの」と語ったと伝えられている（山本祐司「最高裁物語」255頁）。その岩田さんの念頭に竹澤さんの存在があった。このことは間違いないと思う。

松川事件の上告審と差戻審では鈴木信被告の主任弁護人をつとめられ、同じく列車妨害の謀略がからむ青梅事件の主任弁護人として取組まれ、いずれも全員無罪の勝利をかちとった。

また全農林警職法事件、安保六・四仙台事件、ハガチー事件の諸弾圧のほか、全通産、全気象、全農林、全林野等の懲戒処分取消、全税関賃金差別訴訟など、公務員の労働基本権や諸権利の確立を目指す裁判闘争にも全力で当たられた。

農民の闘いでは入会権をめぐる小繋事件を忘れることができない。森林窃盗に問われた農民の無罪をかちとっておられる。公害闘争でも多摩川水害訴訟の弁護団長として勝利を導いたことで広く知られている。その他に枚挙のいとまがない。

5 冤罪者の救済と再審の道を拓く活動

冤罪者の救済には全力を投入された。細川邸園丁若妻殺し事件、小田原事件など弁護活動を通じて無罪をかちとられた。関わられた冤罪事件の多さに驚かされる。

日本の刑事司法の在り方にも厳しい批判の視点から新たな議論を巻き起こされた。その活動の一環として63年頃から日弁連人権委員に就かれ、79年には委員長の大責を担われた。当時では「針の穴に駱駝を通すより難しい」とまで酷評されてきた再審制度の抜本的な改革に没頭されたのである。そして冤罪者の救済の筋道を大きく拓くための活動において指導的な役割を果たされた。とりわけ73年にドイツから学者を招き先進的な経験を日本に伝えたことが、再審の要件を広げる最高裁「白鳥決定」（75年）「財田川決定」（76年）に結実することとなったのはよく知られている。その功績は特筆に価すると思う。ご自身も帝銀事件、丸正事件を担当されたほか横浜事件第3次再審の弁護に献身され再審開始決定にも大きく貢献されたことも忘れられない。

6 講演や著作など啓蒙活動

労働基本権や刑事裁判に関する講演や論文や著作も多数あって全てを紹介することができないが、いずれも人権活動やその運動に関わる人々にとって有益な指針とされている。例えば、講話を

もとに編纂された「戦後裁判史断章」(光陽出版社)などは、今では後進に残された貴重な教材と言えらる。 「検証・帝銀事件」「全農林裁判闘争史」など味読に値する得難い文献である。 刑事法学者とも交流を深めておられた。 教授らが竹澤さんの古希を記念して出版された「誤判の防止と救済」(井戸田侃、庭山英雄、光藤景皎、小田中聰樹、大出良知教授編)などに成果が示されている。

7 竹澤さんのお人柄

法廷では、権力の不正には敢然として舌鋒するどく追及されたが、それを除くと大変に相手の立場を思いながら紳士的な対応をされる方であった。 だから相手方から恨みを買うようなことは一切なかったし、むしろ私の知る限りでは相手方である裁判所からも検察官からも信頼をされ、かなりの敬意を払われていたように思われるのである。 竹澤弁護士ということは彼らも謙虚に聴こうという態度が窺われるのが常であった。 私のような者とはこの点でも大いに違うのである。

顧問の労働組合や諸団体、事件依頼者から、これほど尊敬され、信頼され、慕われてきた弁護士を目前にした経験は、私には竹澤さん以外にはない。

平事件のときだが、最終弁論を終えたあと富山に帰郷して病気の療養につとめていた竹澤さんのもとに裁判所から電話がかかってきたという。 判決の日に出頭できるかという問い合わせであった。 書記官の言葉から裁判長の意向が窺われたので、やむなく病軀をおして遥々福島に出向いた竹澤さんは、法廷で「騒乱罪全員無罪」の判決を聴くことになった。 左翼に厳しい時代であった。 そのなかで言い渡されたこの判決を、裁判官たちは、竹澤さんに直接に伝えたかったに違いない。

8 最後に

これからももっと多くのことを教えていただきたかった。 それがかなわぬ今が残念でならない。 その遺訓を胸に今後も努めていきたい。 竹澤さんのご冥福を心からお祈りする。



日の丸君が代不起立処分について 減給以上の処分取消、初の地裁判決

八王子合同法律事務所 與那嶺 慧理

東京地方裁判所民事19部（古久保正人裁判長）は、八王子市の夜間中学校の元教員が、卒業式における国歌斉唱の際に起立しなかったため、職務命令違反として、4回の懲戒処分（戒告、減給1月、減給6月、停職1月）を受け、これら処分の取り消しを求めていた事件について、前記処分のうち、減給・停職処分については、東京都教育委員会（以下「都教委」という）に裁量権逸脱・濫用があり違法であるとして、これを取り消す旨の、原告一部勝訴判決を言い渡しました。

この判決は、本年1月16日の最高裁判所第一小法廷の同種事件に関する判決後初めての判断ということで注目されました。そして、前期最高裁の判断内容を踏襲して、「不起立行為等に対する懲戒において戒告を超えてより重い減給以上の処分を選択することについては、本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要となる」として、本件において戒告を超えて加重する際に、同種処分歴があることのみを理由にすることは、裁量権を逸脱したものとしました。都教委が卒業式等における国歌斉唱不起立に対して、回を重ねるごとに、戒告、減給、停職と累積加重する懲戒処分を繰り返してきたことを断罪し、今後の都教委の処分に一定の歯止めをかけたことは、弁護団として評価しています。

しかし、同判決は、卒業式等儀式的行事における国歌の起立斉唱等を義務付けた2003年10月23日通達（10.23通達）、前記通達と同趣旨の同年9月22日付ないし12月8日付八王子市教育委員会通達について、発出すべき必要性合理性が認められるから、教育基本法16条1項（旧教育基本法10条1項）の「不当な支配に該当しない、また、これら通達に基づく学校長の各職務命令について、思想良心の自由（憲法19条）、教師の教育の自由（憲法26条、23条）等を侵害せず、いずれも違憲・違法なしとしました。

本訴訟で、私たちは、原告の先生が、特別支援校の生徒や反抗的な生徒に対する指導から柔軟な対応の必要性を痛感し教育に強制が馴染まないことを学んだこと、また、第二次世界大戦時に日本が侵略した国々から来ている生徒が多く通う夜間中学校の教員を長く務めた経験から、特に夜間中学校での日の丸・君が代の強制は、生徒の思想・良心の自由を侵害する可能性が高いことなどについて、具体的に主張・立証してきましたが、これらについては、ほとんど触れられることなく、形式的に上記のような判断がなされたことは、とても残念です。

ただ、憲法19条に反しないとされた点については、昨年6月16日に、本件と同じく八王子市の市立中学校の教員3名の不起立戒告処分を合憲とした最高裁判所第三小法廷判決等、一連の最高裁判決が引用されています。また、教育の自由ないし教育基本法の論点については、いわゆる旭川学テ事件の最高裁判決の趣旨を引用しています。その意味で、従前の判例の域を出ないものとなっていますので、例えば、東京において日の丸・君が代の強制と教職員への教育の介入が気を一にして行われていることなどを具体的に示して、本件が単に日の丸・君が代に対する儀礼の

問題にとどまらない教育における行政の介入の契機、すなわち教育の自由や教育への不当な支配にあたることを認めさせたいと思っています。

原告の近藤順一先生は、4月末に、戒告処分の取り消しを求めて控訴しました。今後も更なる支援をお願いいたします（弁護団は、八王子合同法律事務所の尾林、飯田、與那嶺の3人です）。



メーデーに参加して

旬報法律事務所 早田由布子

5月1日、代々木公園で、第83回メーデーが開催されました。私は、昨年に引き続き2回目のメーデー&デモ参加となりました。

当日は夕方から雨という予報でしたので、なんとかデモの間は天気をもってほしいと思っていましたが、デモが出発したとほぼ同時に粒の大きい雨がゆるやかに降り始めました。それでも、デモの行列が表参道に達する頃には雨も止み、高級ブランドが立ち並ぶ街で元気にシュプレヒコールを上げて行進しました。表参道は外国人の方も多く歩いている街で、何人かの外国人がデモの行列にカメラを向けていたことが印象的でした。

東京支部は、「課税府のノダ」ポスターを大判に拡大した巨大プラカードを先頭に行進し、私も自由法曹団東京ののぼりを持たせていただいて団の先頭部隊で歩きました。今年のシュプレヒコールは、やはり被災者の生活保障を求めるコールが最初にあり、派遣法抜本改正や有期雇用規制などの労働者の権利強化を訴えるものが多くあったのは当然ですが、そればかりでなく、「大企業の優遇税制を是正せよ」「金持ちの優遇税制を是正せよ」と訴えるものが目立ちました。また、公務員の労働条件切り下げ反対の訴えがあったことも、今年の状況をあらわしていると感じました。その一方で、憲法9条改悪反対や、比例定数削減反対のコールが見られなかったことが気になりました。特に比例定数削減反対については、労働者の生活に直結するイメージを持ちにくいいためか、訴えかけをすることが簡単ではない課題ではありますが、だからこそ訴えかける必要があるのではないかと感じました。

千駄ヶ谷の明治公園まで歩いた後、東京支部で懇親会を行いました。予約した人数を大幅に超える25人が参加したことはうれしい悲鳴で、特に弁護士1年目の若手が多数参加してくれました。

メーデーの参加者は主催者発表で2万1000人と、例年よりも少なく感じられましたが、自由法曹団東京支部は多数の若手の参加もあって、にぎやかにメーデーを盛り上げることができたと思います。憲法記念日には改憲を訴える集会も数多く開催され、それが報道されましたが、そんな中でメーデーは、労働者の権利を守り、憲法を護ることを訴える市民がこれだけいるのだということを示す絶好の機会となったと思います。



二度と再び戦争の惨禍を招かぬよう、 全力を挙げて欲しい

彦坂 敏尚

3月6日団からファクスが送られてきた。私が弁護士としてどう闘ってきたか書けという。82歳にもなり今は眼の病いでルーペがなければ何も見えない私に何を言うかと、いささかむかつ腹を立てていたが、翌日電話があつてどうしてもとやや丁寧に言われ、これを書く破目になった。

1956年、26歳で私は念願の弁護士となった。

1945年3月10日東京大空襲で罹災した際私は最愛の父を失った。当時父は優秀な中堅弁護士であったという（第一東京弁護士会史による）。私は当時15歳。旧制中学3年修了時であったが、罹災時の地獄図を想い一矢も報えず死ぬことは耐えられないと考え、特攻隊になるべく4月土浦の海軍航空隊に志願して入隊した。電信・手旗や散兵戦・カッターなど多くの訓練を受けたが、6月B29、30数機の集中爆撃を受け、戦死傷者多数。講堂、宿舎も壊滅、訓練不能となった。23日沖縄戦終結のラジオ放送を聞きながら千葉茂原の実戦航空基地に移動、以後本土決戦に備えて硫黄島から来襲するP51 ムスタング戦闘機を避けながら沖縄に出撃する特攻機を見送り、陣地構築と陸戦訓練(?)に努め8月の敗戦をむかえることになる。

敗戦により復員した私を迎えた祖国の大地は、故郷東京はもとより全ては焦土となって荒廃していた。特に東京・大阪はもとより原爆を投下された広島など、京都を除く都会は、密集していた家屋がすべて消え失せて見渡す限りの平地となっていた。文字どおり住むに家なく、食うに食なし。そこに放りだされた私は、共に海軍に入った小学校以来の友人にすすめられるまま、その家の厄介になることになった。

其れ以後の生きるための苦闘については、ここではふれない。

ただここで言いたいのは、この苦況の中で最も嬉しく明るい希望となったのは、新しい憲法の出現であった。

「国民主権と人権の保障、そうして平和の宣言と軍隊の廃止」

神聖天皇絶対権力は、多くの国民と諸国国民の人命を奪った戦争の最大の原因であった。その権力を否定したことは、二度と国民の意思によらない戦争は起きないことを意味することである。加えて軍隊を持たないと規定したことは戦争否定の二重の保障をしたことになる。戦争の非人間性を身に沁みつけた私にとっては最大の喜びであった。

さて、私の最初の活動は立川米軍基地拡張反対の砂川闘争であった。待望の労働事件をやるため佐伯静治先生の門に入れていただき、先生のお供で法廷にも出ていたが、騒然とした空気にとっても事務所にいて記録に向かってなどいられず。現地に出かけ状況視察に歩きまわっていた。やがて状況が緊迫し、測量隊がデモ隊に阻まれると警察が前面に現れ、警察署長が制服警官隊の前で道路交通法違反だから退去しろと言う、国会議員や都会議員が話し合いを求める、頃合いを見

て私が割り込み憲法論を仕掛けて論争する、事面倒とみた次長が、声をかけて引き上げる、デモ隊は歓声を上げるということでその日は終わる。

「明日はいよいよ機動隊が出てくるよ」と意見を述べて私は退席し、できる限りの仲間の弁護士が応援に来られるよう手配をする。

翌日は早朝から現地に行き、集った仲間と協議し配置を確認し機動隊の介入対策、逮捕者があつた場合の面会、黙秘権の説明などを確認し待機。当日、予想したとおり警察は機動隊を中心に多数が問答無用とばかりスクラムを組んで高唱するデモ隊の中に突入し排除を始めた。私たちは警棒を殊更乱暴に振るう警官に大声を上げて制止したり、連れ出されてゆく人に黙秘権を忘れるなど呼びかけたりしていた。押し合いへしあいの激闘の中に基地の柵が壊れ、デモ隊員が基地の中に押し込まれた状況もあつたらしい。これが基地に侵入したとして安保条約に基づく刑事特別法違反として起訴された。有名な安保条約は我が国の憲法に違反するとして伊達判決を生んだ事件の発端であつた。

1958年から62年までの社会では、色々の事件が次々と起きた。労働者たちの自覚と権利意識の向上がその背景にあつたと言えるだろう。国労の新潟闘争、全通の東京・横浜・名古屋各中央郵便局の時間内職場大会事件、福岡県教組、都教組の勤務評定反対の休暇闘争などの公務員、公共労働者の団体行動が刑事事件とされ、多くの組合員や組合幹部が逮捕、勾留、起訴された。

私たちはこの中で、思想、信条をこえあらゆる労働者の利益と権利を擁護することを旗印に海野晋吉先生を会長に、佐伯静治先生を副会長・内藤功を幹事長にして「総評弁護団」を結成した。大野正男をはじめ多くはなかつたが若い情熱をたぎらせて結集し、東京だけにとどまらず要請あれば全国各地にかけつけて活動する体制をつくることができるようになった。いろいろ障害もあつたが野村平爾・沼田稲次郎先生たち多くの労働法学者の強い支持と東城守一、小島成一弁護士らの活動によって乗り越えることができた。これは労働弁護士の統一戦線の結成という意味で初歩的ではあるが実は巨大な成功であつた。

民間でも王子製紙で長期間問題なしに引き続いてきた労働協約が会社により突如破棄され、これに抗議する組合がストライキに入ると会社はロックアウトで対抗、やがて第二組合が会社職員により作られるという本格的争議になった、主力工場があつた苫小牧では、やがて会社が第二組合員を工場内に引き入れて、操業を企てたことから連日正門前の道路上でピケをはる労働者にとらみ合い小競り合いが起きるようになった。やがて警官隊が出動して介入してくる段階となり佐伯事務所に弁護士派遣の要請があつた。その頃私は福岡県教組の弾圧対策で県内の支部を回っていたが、後を同僚に託し羽田に飛び、そのまま仙台・三沢と乗り継いで千歳まで行き日暮れて真暗らな道を車を飛ばして苫小牧に着いた。余談だがその時はその地が私の第二の故郷になるとは少しも思わなかつた・・・

翌朝からピケの前面に立ち、或いは宣伝カーの車上で警官隊に抗議し、ピケの正当性論じて組合員や応援の主婦たちを激励し、脱落者（当時組合員はそうよんでいた）達に労働者の団結がいかに大事かを語りかけたり、社宅を回って激励したりしていた。

争議は長引き事態は刻々深刻化して変転していく。刑事事件が起きれば多くの逮捕・拘留の面会・準抗告。立入禁止仮処分事件対策などなど。それはすべて札幌地裁。初めは交代に人を頼ん

だりして東京と行き来していたが、えいままよ、と妻と四歳の長男を連れて苫小牧の社宅住まいとなった。

三か月位で帰ったが、それからは月二回の札幌通いが長く続いた。

勿論、在京中は銚子醤油事件など解雇事件、都教組勤評の法廷はあり、加えて警職法改悪の講演活動で組合回りと休む閑なく動き続けていた。

60年になると歴史に残る三井三池の大争議が勃発した。三池は福岡県大牟田市と熊本県荒尾市にまたがる我が国第一の出炭量を誇る三井鉱山六鉱山髓一のヤマである。労働組合は炭労中でも強い闘争力を持つと言われていた。その組合に、会社が人員削減の攻撃を仕掛け究極には千人をこえる労働者に指名で解雇するという措置を強行してきた。争議の始まる相当以前から私は三・四名の若手団員と現地で諫山博弁護士をキャップとして事前対策にあたっていた。したがって被指名者は特に優れた活動家であり、会社の狙いが組合の弱体化にあったことは歴然であったから、大変な闘いになることは覚悟していた。

が、いざ実際に始まった争議はピケに襲いかかった暴力団によって組合員が刺殺されるという事件もあって、火をふくような激しい様相となった。その翌日現地に着いた私は、事件を間近にあって体験した事務所の同僚藤本正君の話聞きながら、あらためて事の深刻さに想いを新たにしました。

その後の経過はここで記しようもないが、裁判官を坑内の採炭現場に検証のため連れ込んだり、最終局面で夜も明けやらぬ早朝に、一万二千名の警官隊と二万余のピケ隊とがガソリン壕を中にして対峙し今にもぶつかるかという場面で、地裁大牟田支部の裁判官にヘルメットをかぶせ、書記官に公印を持参してもらい、もし激突があれば現場で仮処分の執行停止命令を出してもらおうよう準備したことがあったことを記すにとどめる。

この頃は東京では安保改定反対デモも盛りであった。国会で門を突破し樺さんが殺された時、私は門外で組織者らしい学生に、医療班は居ないのと訊ねていた。

それに今では考えられないかもしれないが、デモの声が庁内に響く中、柏村警察庁長官を訪ね警備局長を呼んでもらい、同席で三池の警備につき九州管区警察局長は私にこういうことをおっしゃたがそういうことは報告されてますかと質し、きいてなければ現地に質して下さいと申し入れ抗議してきたこともあった。

61年は王子と三池の後始末で九州と北海道を毎週のように往復したり、都教組事件の刑事法廷、都人事委員会の証人尋問、その準備、学者証人との打ち合わせ政暴法反対などに走り廻っていた。

62年福岡の法廷で、炭労の法対部長から、道炭労から雄別の尺別鉱で共産党員が坑内のチェーンを切断したりして採炭を妨害しろと記載した紙片を作り、記名の党員に回覧したということで大騒ぎになっている、ここを終えたら直ぐに札幌に飛んで欲しいと要請された。私はそんな今の時代にばかばかしいと一笑に付したが笑ってばかりではいけない、話を受け、そのまま札幌に飛ぶことにした。着いてみると、釧路のことなのに札幌の新聞でも取り上げられている。道炭労では簡単に打ち合わせをした上、顧問の南山富吉弁護士（同期）と一緒に現地に入ることにした。尺別は、釧路近くの山の中にある。着いてみると現地の組合の幹部が出迎えてくれたが、明日大会を開いてこの件を審議すると言う。道炭労の幹部も南山も、調査は厳正にしなればな

らないが、これは極めて怪しい話だ、陰謀の匂いがするという意見であったが、現地の組合幹部は彼らがやりそうなことだと、会社側の意見に近い意見をもっているような雰囲気であった。

翌日の大会は、幹部の報告の中で彼らは関与しているに違いないと匂わす発言があった。我々二人の弁護士は発言する機会を求めたが、許されなかった。我々は道炭労書記長に「疑わしきは罰せずという言葉を使って、厳正な調査をしなければ今ここで結論を出すべきではない」と言ってこの場は収めるように提案したらどうかと耳打ちしたところ、彼は大いに喜んで、それでいきましょうと賛成してくれ、そのように強調した意見を述べてくれた。その結果大会の結論は我々が言ったように終了した。二人の弁護士は該当者に会いたいと求めたが、それも断られた。

炭労と現地組合の幹部との意見は食い違ったまま、我々は札幌に引き上げた。札幌で道炭労書記長に、これは法廷に出して結論を出す以外にはない、現地組合の説得をして炭労の責任で法廷で白黒つけることを納得してもらうように、事を進める結論となった。

当時、釧路地方では父親と漁に出ていた高校生の船がソ連に拿捕され、二人が抑留されたという事件もあって、道民の感情は反ソ・反共の空気が蔓延していた。

私は事務所に帰って、佐伯先生に状況を詳しく報告した。先生は私に、君は三池・王子と担当して負担が多いようだから今度は入所早々の若い人を連れて行こうかと述べた。私は帰宅して何日か熟慮した末、私がやらなければならないことだと考慮し、人（弁護士）がいないからこういうことが起きる、多年札幌に弁護士が行くよう、若い人たちに勧めてきたが誰も応じてくれなかった。やはり自分が移住して事務所を作り、労働者の権利を守り、伸張することが大事であるが、家の事情としては、長男は小学二年生であり、一年前によく家を新築したばかりであって、加えて東京生まれの東京育ちが北海道の生活に耐えられるものかどうか自信はないが、と話し合った末に札幌行きを決めた。

このことを佐伯先生に伝え、更に友人、先輩に報告をした。7月心細さを胸に秘めながら札幌に出発、住いと事務所を決め新しい第一歩を踏み出した。当時は家にも事務所にも電話を繋げられず困難を極めたが、半年余りたった末ようやく電話が入るような事情であった。

初めての冬の季節、借家から公道に出るまでの道が雪で出られず長い時間をかけて息を弾ませて除雪に苦闘していたところ、争議中の全自交の組合員が5・6人やってきて、そんなことは自分達がやるから直ぐに事務所に来てと言われ、抱えられて引き出されたことがあった。強い想いで忘れられない。

尺別事件は炭労の依頼ということで釧路の裁判所にかかり、長い闘いになった。裁判期日の前々日の夜行で出発し翌朝釧路の太平洋炭鉱の宿泊所に入り入浴朝食を済ませて打ち合わせに入る。翌日法廷を終え夜行に乗って札幌に帰る。佐伯先生はそれから帰京される。体力も大変だが、炭労が応援してくれなければ到底続けられる裁判ではなかった。

裁判での会社主張は、問題の紙切れは当時共産党の党員であったと自称する新居というのが上司である職員に示し、内容に驚いた職員が会社幹部に提出したというのであり、書いたのは細胞責任者であった記名第一の某であることが筆跡鑑定の結果明らかであると言う。したがって、この二点が主要な争点となる。新居が自称するように共産党員であったのかについては私が担当、筆跡については勿論佐伯先生が担当と決まった。私は反対尋問で共産党員としての初歩的知識を訊ね、同人が全然知見を有しないこと明らかにし、さらに同人の入社以前の経歴を追及し、彼が

以前一旦尺別を退社したことがあること、再入社する前の数年何処で何をしていたのかを訊ねると証言を拒否した。何かおかしいと次回期日まで色々調査したところ、ある犯罪で実刑になり刑務所で何年か過ごしたことがあると明らかになった。この事実を法廷で確認し、出所後暫くして会社に再雇用されこの日まで来たことも明らかになった。筆跡については、佐伯先生の懇切丁寧な研究とそれを記載した準備書面どおりの鑑定人の鑑定が出て、この事件の勝利が判決によって認められた。私は当日の記者会見で、「釧路の黒い霧が晴れた」と述べ、その言葉がそのまま新聞の見出しに大きく載った。

北海道における事件といえ、以後数十件になり、解雇事件の他国労の青函連絡船廃止反対闘争だとか、ストライキ処分とか日韓条約の反対ストライキやその他の現場立会い、ロランシー建設反対闘争の現場立会い、それに伴う刑事事件などなどで全道各地を駆け巡る日々が続いた。北教組のストライキ参加者の全員処分、その後最高裁で判決のあった学力テスト反対闘争の刑事事件、労働委員会・人事委員会・公平委員会の闘い、等等今ではもう思い出せない位の事件処理をした。

66年の恵庭事件（検察官の論告求刑を我々の異議により裁判所によって朗読禁止させた）、73年の長沼ナイキ事件の福島コートによる自衛隊違憲判決については今更ここで述べることもないだろう。

85年、北海道における私の仕事は終わり、後は多くの有能な諸君に任せることができるという想いで、懐しい東京に帰って来た。

東京に戻ってからはエールフランスの差別事件、更に国労の鹿児島・宮崎の各地闘争事件で現地へ通ったこと、教科書訴訟の手伝い等いくつか記憶にある事件もあるが、それについてもここでは触れない。

以上、長々と書いてしまったが、私の一生を賭けた闘いの原点から今日に至るまでの中で言えることは、なによりも権力と資本の横暴については全能力を上げて闘い、正義を実現することだということに尽きる。現在闘いに参加している若い団員諸君も、同じようにこの道を突き進んでくれればこれに過ぎる喜びはないと思う。

付け加えて願うことは、戦争の犠牲から生まれた平和の有難さを噛みしめ、二度と再び戦争の惨禍を招かぬよう、全力を挙げて欲しい。戦争体験の苦しさ悲しさを知る私は非命に倒れた人々の心に代って深く願う。

追 伸

編集者の意図されることに反していることになったかもしれないが、見えない眼でルーペをかざしながら、パソコンに一字一字打ったものです。

彦 坂 敏 尚



第26回憲法フェスティバルに ぜひお越しください！

旬報法律事務所 並木 陽介

既にご存知の方も多いと思いますが、第26回憲法フェスティバルを以下のとおり開催します。

日 時 5月19日（土）12時30分～15時30分

会 場 ニッショーホール

内 容 講演・朗読・歌 新井満（作家・作詞作曲家）「千の風になって」

落語 古今亭菊千代「平和でなくては落語は笑ってもらえない」

コンサート 制服向上委員会「ダッ！ダッ！脱・原発の歌」など

今年の憲法フェスティバルは、落語やアイドルの登場など、昨年までのものとはまた違った内容となっています。

新井満さんは、自身が19歳の時に体験した新潟地震（M7.5）と、昨年の東日本大震災を重ね合わせ、命の大切さ、希望の大切さについて語ってもらいます。新井満さんは、昭和63年に「尋ね人の時間」で芥川賞受賞し、平成10年に行われた長野冬季オリンピック開・閉会式のイメージ監督を務め、平成18年の紅白歌合戦で一躍注目を集めた歌「千の風になって」の作詞作曲者でもあるなど、多彩な方です。

古今亭菊千代さんは、女性初の真打になられた方で、東京拘置所の篤志面接委員として話し方教室を開いたり、たくさんの人から憲法九条を写経のように書き写してメッセージをもらう写9プロジェクトを行うなど、落語界にとどまらない活動を行っています。「平和でなくては笑ってもらえない」のテーマでどんな落語を披露してもらえるのか、楽しみです。

「ダッ！ダッ！脱・原発の歌」で最近有名な制服向上委員会、最近名前を聞いたことがある方もいらっしゃるかも少なくないでしょう。彼女らは、活動するアイドルグループの肩書を持ち、脱原発の活動だけでなく、児童養護施設、障害者授産施設を訪問したり、ベトナム枯葉剤被害児童のためのチャリティー活動を行うなど、様々な社会的活動に取り組んでいます。そんな彼女らからは、歌だけでなく、若者を代表して憲法に対する想いも聞いてみようと思っています。

昨年とはまた違った憲法フェスティバルをお楽しみいただけたと思います。

出来るだけ多くの方に会場に来ていただきたいと思いますので、ぜひご来場ください。

また、憲法フェスティバルは、昨年にも増して極めて厳しい財政状況です。地道な市民活動の根を絶やしてはならないと頑張っております。カンパ・チケットの普及にもぜひご協力いただきますよう、お願いします。

「5・28講演」と「7・1大交流会」

旬報法律事務所 島田 修一

改憲派の動きが加速化してきた。4月25日、たちあがれ日本「自主憲法大綱案」発表。27日、自民党「日本国憲法改正草案」発表、みんなの党「憲法改正に関する基本的考え方」発表、一院制議員連盟「一院制改憲原案」衆院議長に提出。5月1日、「新憲法制定議員同盟」推進大会。3日、「輝け9条・生かそう憲法」集会（日比谷公会堂）のすぐ隣（日比谷野外音楽堂）で幸福実現党ら主催「9条改正」集会およびプラカード“中国・北朝鮮の独裁国家から日本を守れ”“中国・北朝鮮には9条適用を除外せよ”を掲げたデモ。3日は他にも「新しい憲法をつくる国民会議（自主憲法制定国民会議）」が「憲法改正なくして日本の再生はない」集会。「『21世紀の日本と憲法』有識者懇談会」が非常事態条項盛り込み・96条要件緩和を求める集会。一院制議員連盟が渋谷駅頭演説。産経新聞は「国民の憲法」起草委員会を発足させ、来年5月までに新憲法の礎となる要項を策定する作業に着手。改憲案の競った発表、メディアの以上の動きは、昨秋から活動を開始した憲法審査会が背景にあり、「国民的議論を巻き起こせなかった」との憲法調査会（05年最終報告書）の反省があり、そして憲法審査会へ改憲案早期提出を睨んでいることは間違いない。

危機感はどうなっているか。そこで、九条の会東京連絡会は7月1日、正則高校（港区）を1日借り切り、都内の地域・分野「九条の会」が結集する大交流会を開くこととした（1000名規模）。「憲法を日本のチカラに！」をキャッチフレーズに、全体会は渡辺治氏の基調講演と「制服向上委員会」の歌。午後は「いま9条を守る国民の力を急いで強めるとき」を課題とする分科会（20教室）、および「教科書・こどもの教育を考える」「若者・高校生との対話」「東アジア共同体と内外情勢」「橋下ファシズムとナチス」等10本の分科会。改憲の動きを厳しく批判する広範な世論を早急に作っていくことを目標とし、そしてこれを成功させるプレ企画も以下のとおり行う（午後6時開会、豊島区民センター）。皆さん、是非ご参加ください（第1弾は4月26日に「再び動き出した明文改憲一憲法審査会を中心として：高田健氏」で実施済み）。

5月28日①「この国はどこへ向かおうとしているのか

一定数削減、秘密法、橋下ファシズム」：坂本修団員

②「橋下ファシズムとナチスーいまが大事」：上条貞夫団員

詳細は同封の2種類のチラシを参照ください。



「最高裁は『表現の自由』を守るか。」

－ 6. 30国公法弾圧事件シンポジウム－

国公法事件弁護団 枝川 充志

いわゆる国公法弾圧事件について、平成22年3月29日、東京高等裁判所は堀越事件については無罪判決を、同年5月13日、世田谷事件については原審を維持し有罪判決を下しました。両事件は現在、最高裁第2小法廷に係属しています。これら事件はほぼ同様の事案ですが、その帰趨は「指導的判例」などと評される猿払最高裁判例の命運を占うものとなっています。

国公法事件弁護団は現在、国公法・人事院規則の法令違憲を目指し奮闘しているところですが、その一環として、標記シンポジウムを開催します。このシンポジウムでは、「表現の自由」がなぜ大切なのか、警備公安警察の違法な尾行・監視はどのように行われたのか、最高裁に何が期待されているのか等を明らかにします。詳細は以下のとおりですので、日程を手帳にメモして、是非ご参加下さい！

●日時：6月30日（土）、午後1時半～4時半

●場所：星陵会館

●参加費（資料代）：500円

●プログラム ①「国公法事件が憲法に問いかけるもの」

青井美帆（学習院大教授・憲法学）

東京大学政治学研究科修士課程修了。主な研究は憲法訴訟論、9条、平和主義と安全保障など。著書に「憲法学の現代的論点」（共著）等多数。

②「公安警察の言論弾圧の実態」

青木 理（ジャーナリスト）

共同通信社で警視庁公安担当など歴任。「日本の公安警察」（講談社現代新書）がベストセラーに。2006年フリーとなり、テレビ朝日の「モーニングバード」の月曜日コメンテーターとして活躍。

③「パネルディスカッション」

青井教授、青木氏、弁護団の加藤健次弁護士によるパネルディスカッション



たたかいあるところ、常に労働者・都民とともに

憲法改悪阻止東京連絡会議事務局長 片桐 公男

自由法曹団東京支部結成40周年おめでとうございます。というより「ご苦労さま」と労いの言葉にした方が適切かも知れませんね。

東京支部が結成された1972年は、第二期美濃部革新都政が誕生し、7月には埼玉県知事に畑和氏が当選、東京、大阪などと並んで革新知事が続々と誕生していった記念すべき年でもありました。5月には沖縄が本土復帰を果たし、屋良朝苗氏が沖縄県知事に当選し、革新統一戦線が地方政治を塗り替えていきました。

それから40年、国政も都政も大きく変化してきました。

◆憲法の守り手として

改憲派は、戦後一貫して「9条」をターゲットに改憲をめざしてきました。自民党は2005年10月「新憲法草案」を発表し、2007年5月には「国民投票法」が成立、3年後の2010年5月この法律が施行されました。

また、2011年10月には、4年間止まっていた「憲法審査会」が始動し、改憲へむけての動きは新たな段階を迎えました。

一方、石原都知事は、「私はあの憲法は認めない。憲法は改正でなく、新しい憲法を作成したらいいのだ」と言い、同じ憲法改正と唱える大阪橋下市長と意気投合して改憲へ弾みをつけようとしています。

こうした情勢のなかにあって、団東京支部は「国民投票法」成立阻止や「憲法審査会」始動反対のたたかいでも学習会や宣伝の先頭に立ち運動を広げるために奮闘してきました。

◆働き盛りの40歳

団東京支部結成40周年、人間に例えるならば気力・体力が充実した働き盛りの40歳。これまでも団の中心的存在として東京支部の活動は、全国の牽引車としての役割を果たしてきました。

憲法、選挙制度、教育、人権、公害、薬害、基地問題、労働問題、そして今、原発問題等々「都民のたたかいの場に自由法曹団東京支部あり」と言っても過言ではありません。

新進気鋭の若手弁護士と実力をつけた中堅弁護士、そして百戦錬磨のベテラン弁護士がスクラムを組み、労働者・都民と共にその理論と行動力を発揮するならば、日本と東京・大阪などを覆う暗雲を吹き飛ばし、憲法が都政の隅々にまで生きる東京が実現できると期待しています。

「人権の砦、旬報法律事務所」

旬報法律事務所 深井 剛志

このたび、自由法曹団東京支部に加わらせていただきました、旬報法律事務所の新人弁護士の深井剛志と申します。

私が法曹を志したのは、高校時代や大学時代に多くの人権裁判や憲法問題に触れるきっかけがあったことが始まりです。私の高校は、昔から日の丸、君が代問題については反対の立場を貫いていたのですが、私が高校2年生のときに制定された国旗・国歌法の影響で、教育委員会から実施を強制されるという事態となりました。その際に経験した、思想の自由に対する介入がきっかけで憲法問題に興味を持ち、大学では法学部、憲法専攻を選択しました。そのころから、弱い立場の人々の人権を擁護するような活動をしていきたいと思っておりました。

そして、そのような人権活動に深くかかわれる法律事務所に働きたいと考え、旬報法律事務所に就職させていただきました。旬報法律事務所は、前身を労働旬報法律事務所といったことからわかるように、労働事件を中心に扱っている事務所です。所員の間には、「労働事件を使用者側では受任しない」という鉄則が存在し、労働者のため、弱い立場の人のために働くことを信念としている人しかいません。そのような信念のもと、わが事務所の弁護士は数多くの重要な労働事件の判決を獲得しており、それらは労働判例百選などの雑誌にも多く掲載されており、戦後の労働判例を作り上げてきた事務所であると言えます。先日開催されたメーデーにも事務所をあげて参加しており、まさに労働者のために働く事務所であると言えます。

それだけではなく、旬報法律事務所の弁護士は、薬害スモン訴訟やヤコブ訴訟、H I V訴訟、B型肝炎訴訟、イレッサ訴訟などの薬害事件、日の丸・君が代訴訟や堀越事件などの憲法事件、水俣病やイタイイタイ病、アスベスト訴訟などの公害事件など、多くの人権課題に取り組んできました。旬報法律事務所は、全所員が、働く人や市民の生活と権利を擁護し、平和と民主主義を守るという共通した理念をもって活動しています。

このような事務所に入って5カ月、これほどまでに、労働者のために、弱者の人権擁護のために尽力できる人たちがいることに感激するとともに、自分もその事務所の一員になれたのだということを大変誇らしく思っています。これから先、人権を守る砦の一員として、法曹になった時の志を生涯忘れずに、日々精進していただきたいと思っています。



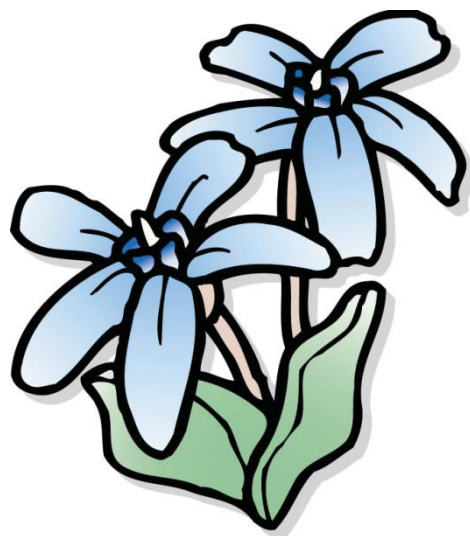
自由法曹団東京支部 40 周年記念行事の告知

事務局長 横山 聡

先日の幹事会でも議論しましたが、現時点では「9月14日夜にプラザFでレセプションを行う」ところまでしか、40周年行事としては内容が確定できていません。5月の幹事会で早急に内容を詰めますが、上記期日は支部団員の皆さんは確保しておいてください。よろしくお願ひ致します。

多摩幹事会のお知らせ

恒例になりました、多摩幹事会を本年も開催します。6月20日午後2時から6時で開催しますが、場所は八王子になりそうです。今年は、通常の議題を午後4時30分くらいまでで終えて、残りの1時間30分は多摩地域の問題と取り組みについて、多摩地域の団員に語っていただきたいと思います。また、これも地道に取り組んでいます毎月の支部街頭宣伝・法律相談活動について、多摩幹事会の前後で行いたいと思います。詳細はまた、Faxニュースなどでお流ししますので、手帳に是非「団支部多摩幹事会」と入れて、外の予定を入れないようにお願いします。



東京法律事務所紹介

東京法律事務所 中川 勝之

2011年12月に2名の新人弁護士を迎え、当事務所は団員30名となりました。80歳代から20歳代まで、文字通り老若男女の事務所です。

ここ数年、世代交代もあることから、労働組合との関係強化に取り組んでいますが、必ずしも事務所全体のものになっていないようです。団員が労働組合の役員だけでなく広く組合員と結び付きを強める、さらには団員自身が労働者を組織していく、足を踏み出していくことも重要と思われれますが、まだまだ不十分です。また、新宿区の地域事務所としての役割もありますが、9条・憲法問題以外、住民と一緒に地域の運動に取り組んだ経験は少なくとも私が入所してからはなく、努力すべき課題と思われれます。

憲法問題には力を入れています。所内の委員会として憲法委員会があり、事務所の9条の会としても頑張っています。新人が入って活性化し、ブログも開設しました。比例定数削減問題では、当事務所独自のチラシを作成し組合等に大量に配布したほか、比例PTを設置し、学習と運動に取り組んでいます。メーデーでは、本田団員が野田リーフ拡大版を身体にぶら下げ、今泉団員が原発・消費税増税反対の要求も掲げた比例定数削減反対、小選挙区制廃止の横断幕を急きょ準備して参加しました。毎月1回の9の日宣伝も事務局所員とともにに行っています。ただ、他の事務所がメーデーで高く掲げていたような赤い大きな旗が事務所にはありません。昔はあったものなくなったそうで、1年に1回、メーデーの打ち上げであの旗どうなったんだと話題になりますが、早く復活させて欲しいです。

B型肝炎訴訟には事務所を挙げて取り組んでいます。伊藤ビルの3階から6階のうち、3階の一部をB型肝炎弁護団事務局にお貸ししています。

所員同士の交流を深めるということで、近くのスーパーまるえいの300円のカレーと一緒に食べるカレー部会がいつしか始まり、水曜日にたまに開催されているようですが、私はまだ参加したことはありません。

他にも多々あるかと思いますが、多忙なので以上です。



支部幹事会議事録

出席者 7 名

1 情勢

(1) 憲法

自民党が新憲法草案を発表する準備を進めている。

新憲法制定議員同盟が 5 月 1 日に大会を開催する予定。

(2) 比例定数削減については、せめぎ合いもあるが政府が比例削減に固執し混迷している

(3) 秘密保全法については、今国会の上程は見送られたと言われているが、上程されると一気に通されてしまう危険性があるので、今のうちに、上程させない運動が必要。

(4) 共通番号制についてはすでに法案が提出されており、危険な状況

(5) 討議

- ・ 選挙制度の抜本的改革を目指す議連（通称中選挙区議連）の動き
- ・ 小選挙区のゼロ増 5 減だけですむのかについてはわからない。5 月集会のころに動きがある可能性もある。連用制は条文上導入が容易なので混ぜ込んでくるかもしれない。
- ・ 秘密保全法については弁護士会が積極的に動いている。これを利用することも考えて普及を進める

TPP について

- ・ 野田首相は海外で消費税を増税するとは言ったが、TPP に参加するとは言っていない→どうなっているのか？
- ・ 民主党は訪米団を作っている。国民受けを狙って譲歩を引き出そうとしたが、アメリカは一切認めていない
- ・ 4 月には、TPP の条件交渉は何回も行われている。外務省の HP に協議結果が掲載されているので、チェックしておく必要がある。トップ会談しか報道されないので注意が必要。

維新の会

- ・ 一地方勢力だと思って油断してはならない（ナチスも当初は地方政党）
- ・ 首都圏のファッション的な動きと連動されるときわめて危険ではないか

(6) 今後の予定

- ・ 5 月 10 日 マリオン前宣伝（比例定数）
- ・ 5 月 14 日 共通番号制と秘密保全法についての院内集会
- ・ 5 月 19 日 憲法フェスティバル
- ・ 5 月 30 日 比例削減反対学習決起集会 全労連会館 2 階大会議室
- ・ 7 月 1 日 東京九条の会大交流会
→渡辺治教授の講演

各事務所 1 人ずつ警備を出してほしい。また、分散会の司会を出してもらいようお願いするかもしれない。

(7) 今後の運動方針

憲法キャラバンの学習会等、団員が講演する機会を利用して、秘密保全法についての浸透を図ることができないか

2 国保なんでも電話相談会

8月26日に電話相談会を実施する予定（仮日程）

都営住宅への投げ入れチラシ等で宣伝を予定する

東京新聞が国保についての特集を組む予定で取材が入っている等、マスコミでも注目が集まっている→今年も協力団体となる

3 JAL 不当判決

- ・ JAL だけではなく、労働事件について不当判決が続出している。ホンダ、いすゞ
- ・ JAL 判決は、更正決定どおりの事業を着実にやるのが最優先課題であり、労働者との関係等の個別の問題を更生計画から切り離して判断することは許されない、という考え方なのではないか。労働基本権をどう確保するかという観点だけでは突破できない。
- ・ 労働者、株主、債権者、銀行など、ステークホルダー間の利害調整という観点から見ると、すでに強化されてしまった組織された正規労働者にも泣いてもらわないといけない、という発想があるのでは。

4 震災原発問題

- ・ がれきがあれば残っている＝復興が進んでいない
- ・ 防災に関する条例の制定がほとんど進んでいない
- ・ 枝野は、「原発が1機も稼働していない状況はやむを得ない」と発言しているようだ
- ・ 夏の時期については原発が必要という旗印
- ・ 地域を再生することは不可能だと思ったほうがよく、作りかえるという発想が必要なのではないか。仮の町など。
- ・ 福島大学が地域密着でがんばっている。地域住民と徹底的に話をすることをしている。

5 サマーセミナー

- ・ 昨年のサマーセミナー、総会と震災関連でやってきたが、サマーセミナーはどうするのか
- ・ ゼロからわかる構造改革（原発問題とも関連させて）
 - ・ …実践的な課題が理念的なところと乖離していてよくわからない。
 - ・ …構造改革のコアの部分を理解しているか理解していないかで、実践のココが変わってくる！ということがわかる話がほしい。
- ・ 8月24日（金）～25日（土）熱海（暫定）
- ・ 詳細は次回幹事会で

6 40周年企画

- ・ 35周年の際には、総会と一緒にやってレセプション120人程度の参加

- ・今回は総会とは別になる→どのような形で持つのかについて次回幹事会で再度議論する

7 メーデー

- ・10時半にいつもの場所に集合
- ・団支部の旗を持って立っています
- ・ノダリーフを配布
- ・1時半から親睦会

8 街宣

- ・5月14日午後5時から7時で新宿東口にて実施
- ・阿部区議、新宿民商の参加は決定
- ・街宣カーは民商から借りるか

9 弾圧学習会

- ・葛飾、世田谷からなりを潜めているように見えるが、いつ来てもおかしくないので準備しておく必要がある
- ・有楽町事件の判決要旨も掲載されており、資料として整理されていて活用できるのではない

10 オリンピック

- ・7月10日1時30分～3時30分
- ・諸団体意見交換会を行う@団支部
- ・来年2月から4月の間で、IOCの調査委員が各地を回る。その段階で4つ程度に絞るが、この段階で東京が落ちることはないだろう。景気の影響で、立候補する都市が減っているので、現在5都市しか立候補を表明していない
- ・IOC調査の時期に集会を行う
- ・オリンピック申請ファイル2020年版は、我々の2016年版に対する批判が少し取り入れられている。国立競技場を改修して使うなど。

支部メーリングリストには是非登録ください

東京支部では、支部団員の交流や情報を共有するために、支部メーリングをつくっております。支部団員の方であれば、だれでも登録できます。

登録を希望する方はメールにお名前と共に「支部メーリングリスト参加希望」と書き、**dantokyo@dream.com**のアドレスに送ってください。

日誌

4月12日～5月10日

- 4月12日 団教育問題委員会／衆院比例対策定数削減反対本部会議
13日 団原発問題事務局会議
15日 秘密保全法阻止街宣（マリオン前）
16日 団市民問題委員会／改憲阻止対策本部会議
17日 団国際問題委員会／団将来問題委員会
18日 支部オリンピック問題打ち合わせ／団原発問題委員会
19日 比例定数削減反対院内集会・国会要請／団秘密保全法活動者会議
20日 団司法問題委員会
21日 団本部常任幹事会／団貧困問題委員会
24日 支部幹事会
25日 共同センター幹事会
5月1日 メーデー
2日 団労働問題委員会／団原発問題事務局会議
3日 憲法集会・銀座デモ
7日 支部事務局会議／団治安警察問題委員会
8日 団給費生問題委員会／団比例対策問題委員会
9日 団治安対策問題委員会／団事務局会議
10日 比例削減反対街頭宣伝／団市民問題委員会／団将来問題委員会／団構造改革PT／団改憲阻止対策本部



